

長崎県における生産森林組合の問題点と対策

長崎県総合農林試験場 七里 成徳
長崎県対馬支庁林業部 松本 正彦

1. はじめに

長崎県の実産森林組合は109組合で組合員数7,500名。その所有森林面積は10,076haで森林面積の4%を占める。人工林面積は6,490haで、今後、伐期を迎えるものが急激に増えると予想される。

昭和27年に長崎県で最初の生産森林組合が設立されてから組合数が徐々に増加し、昭和41年「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)」が公布されると、入会林野の整備にともなう生産森林組合が急激に増加した。しかし、多くの組合が赤字で厳しい経営が続いている。その問題点を把握するためにアンケート調査と聞き取り調査を行った。

2. アンケート調査の結果

平成8年に県下全域の実産森林組合を対象にアンケート調査を行った。回答した組合は63組合で、回答率は58%である。

経営目的(複数回答)は「組合員の財産形成」73%、「地域の自然環境を守る」43%、「農林業の振興」14%、「地域のコミュニケーションを保つ」11%、「地域の活性化」5%で、組合員の財産形成とともに地域の自然や社会を守ることへの期待が大きい。

自己経営林の手入れの状況は、「十分手入れしている」が16%、「大体手入れをしている」が59%と、手入れはかなり行われている。しかし、「ほとんど手入れしていない」と「手入れしていない」を合わせると12%になる。また、「自己経営林はない」が14%であるが、これは、すべての人工林が県市町村や林業公社や森林開発公団等の植栽によるものである。ちなみに、生産森林組合所有山林への造林者別面積は、生産森林組合37%に対し、林業公社・県・森林開発公団・市町村が50%で前者を上回っている。

作業の方法は、「組合員だけで行っている」67%であるが、「主として森林組合に委託」が11%を占める。組合員の減少と高齢化が進む中で森林組合への施業委託は今後とも増えるものと思われる。

過去3年間の組合の主な収入(複数回答)は、「なし」59%である。収入ありの内訳は「土地または施設の賃貸」18%、「土地または施設の売却」16%、「その他」10%に対し、「木材販売」3%、「分収金」6%に過ぎない。これは組合の人工林が伐期に達していないことによる。

経営上困っていることは(複数回答)「納税」62%、「組合員の減少と高齢化」57%、「林業の不振」40%、「会計経理が難しい」27%、「出役が困難」25%、「事業資金不足」21%、「林道等基盤整備の遅れ」11%、「指導者等人材不足」5%、「災害・病虫獣害対策の遅れ」3%である。

「納税」は赤字の組合が多いことから、主として法人住民税の均等割りと固定資産税であるが、赤字組合には重い負担となっている。「組合員の減少と高齢化」は今後の組合の運営にとって大きな問題である。組合員の減少から解散した事例もあり、今後、このような組合の増加が危惧される。「林業の不振」は組合の今後の展開に係わる問題である。これまで育ててきた森林が、収穫時期を迎えようとしているが、木材市況は低迷している。収穫しても、配当が少なければ経営意欲は低下するし、跡地の再造林が行われなければ、事業は縮小する。「会計経理」は法人である以上実施しなければならない。組合員の中に専門家がいればよい。いない場合は代価を支払って依頼しなければならないが、赤字組合には困難である。

今後の経営方針(複数回答)では、「当分現状のままで行く」86%、「解散を検討したい」18%である。

3. 聞き取り調査の結果

長崎林業事務所管内の10生産森林組合の役員や会計担当者に対し、平成10年に聞き取り調査を行った。その結

果、以下のような問題点があった。

1) 定款

定款の正本が整備されていない。

2) 組合員

組合員名簿が整備されていない。

毎年の経費負担と出役に耐えられず脱退者が出ると、一人あたりの負担が大きくなり、さらに脱退者が増える悪循環になる。

若年者が転出し、後継者が減少する。

3) 役員

役員の任期が部落役員の任期と同じ2年の場合、登記回数が多くなり、手数が掛かり経費も嵩む。また、役員が職務に精通する時間が足りない。

4) 登記

役員変更の登記が行われていない。死亡や再任時に登記が必要なことを知らない。

収益がないのに役員登記を代書人に依頼して手数料を支払っている。

組合員の脱退にともない、出資の総口数に変化があっても登記していない。

5) 従事割配当

従事割配当の制度が多くの組合で理解されていない。出役者に賃金を支払った場合、従事割配当が出来なくなるのに賃金を支払ったり、従事割配当の根拠となる出役者名簿が整備されていなかったり、伐採収入があっても従事割配当を行わず課税されたりしている。

6) 経理

造林補助金や組合員から徴収した負担金を雑収入に繰り入れたために、収益として課税された。

脱退した組合員への払い戻しが行われていないし、組合員からの請求もない。

貸借対照表や損益計算書が作成されていない。

固定資産台帳が整備されていない。

7) 納税

納税申告がなされていない。

納税申告を税理士に依頼しながら白色申告をしている。

8) 総会

議事録に役員の捺印がない。

議事録が保存されていない。

9) その他

組合所有山林がゴルフ場の予定地になったので、山林

を売却して解散する予定だったが、バブル崩壊後、計画が行き詰まり、解散できない。ゴルフ場予定地になってから組合活動を停止している。

4. 今後の課題

生産森林組合はその多くが赤字を抱えながら長年にわたり森林を育ててきた。また、公的造林の受け皿となった。その背後には農山村集落があって、組合は集落に支えられて存在した。しかし、今後は生産森林組合が農山村の社会経済を支えられるようになることが望ましい。伐期に達する林分が増加すると、収穫と植林、保育が連続的におこなわれ、本来の組合経営が開始されるが、それに伴い、法人税の申告やその前提となる会計経理、登記事務など法人としての義務を果たすことが厳しく求められる。組合員の減少、高齢化、木材市況の低迷など問題が多いが、生産森林組合の経営が軌道に乗るように、行政的に以下のような支援策が必要である。

1) 経営指導体制の確立

多くの生産森林組合では役員は部落の役の一つの認識があり、法人としての自覚が薄い。また、生産森林組合の特典である従事割配当を知らない役員が多い。このことから、生産森林組合制度の意義を説明したり、貸借対照表や損益計算書の作成や登記等、法律に即した組合運営を指導できる人材を育成する必要がある。そのため、県、市町村職員や森林組合職員に対する研修を実施する。

2) 手引書の作成

指導の効果を高めるために生産森林組合役員を対象とする「手引き書」をつくって配布する。これは、組合の1年の行事に即して必要な手続きを記載するもので、書類の様式や記載法を添付して、組合の運営を円滑に実施できるようにする。

3) 素材生産体制の整備

森林から商品としての木材が生産されなければ生産森林組合の経営は成り立たない。大村市森林組合は高性能林業機械を導入して素材生産体制を確立しており、管内の生産森林組合の利用間伐を実施している。少額であっても、生産森林組合にとっては事業収益となり、それまでの苦勞が報われ、今後の経営に対する意欲が湧いてくる。このように、森林組合が素材生産を行う意義は大きい。県下の森林組合が素材生産に取り組む環境を整備することが生産森林組合の経営にとっても重要である。